

楠川農業小組合規約書

山本秀雄

楠川区有文書は上屋久町楠川区が所有する藩政時代から近年までの文書・記録類、全五百十七点で、江戸時代には楠川村の庄屋が、明治以後は区長が職務として管理し現在に伝えるもので、その時代の屋久島の政治・経済・社会を知ることのできる唯一の地方文書であり、南島史の根本史料の一つであることは周知のとおりである。(昭和四十八年、上屋久町指定文化財)。

今回はその中から「楠川農業小組合規約書」を取り上げる。本規約書は、明治三十六年、長友平四郎氏が代表となり以下九十七名が連署して、農業改良および勤勉貯蓄の方法を設け、地域農業の発達を促す目的で組合を結成

した際につくられたもの。

農業小組合は、今でいう農業協同組合のようなもので、当時は公の機関がなかったため、このようにグループでもって農業の発展を図っていた。他村でも同様の組合が存在したかもしれないが、残念ながら資料がなく確認できない。

二十四カ条にわたる内容をみるに、農業技術の改良普及のための情報交換と学習(談話会、夜学)や実務(農舎、堆肥場、肥料溜の設置)をはじめ、夏は四時、冬は六時の朝起き、夜十時までの夜業の奨励など、近代国家を建設しつつあった明治期の「勤勉貯蓄」の時代精神が、屋久島の一村にまで行き渡って

いたことが窺われ、胸打たれるものがある。

勤儉貯蓄の項で、貯金積立方法を、五カ年間、毎月一戸から金一銭づつを集めて貯金することとしているが、これだと五年間で六十銭(利息別)の積み立てしかできない。規約で一日の賃金を大工職四十銭、女性日雇い二十銭等と定めているあたりからすると、月一銭という貯金額は低すぎるようにも感じられるが、このことは逆に、当時の屋久島の農村に現金収入がなく、各農家に金銭がいかに乏しかったかを示しているともいえるだろう。この組合は、恐らく長くは続かなかつたとみられるが、成功したからこそ、原点に戻る必要がなかったのかもしれない。

明治三十六年旧十二月起

楠川農業小組合規約書

人民惣代 長友平四郎

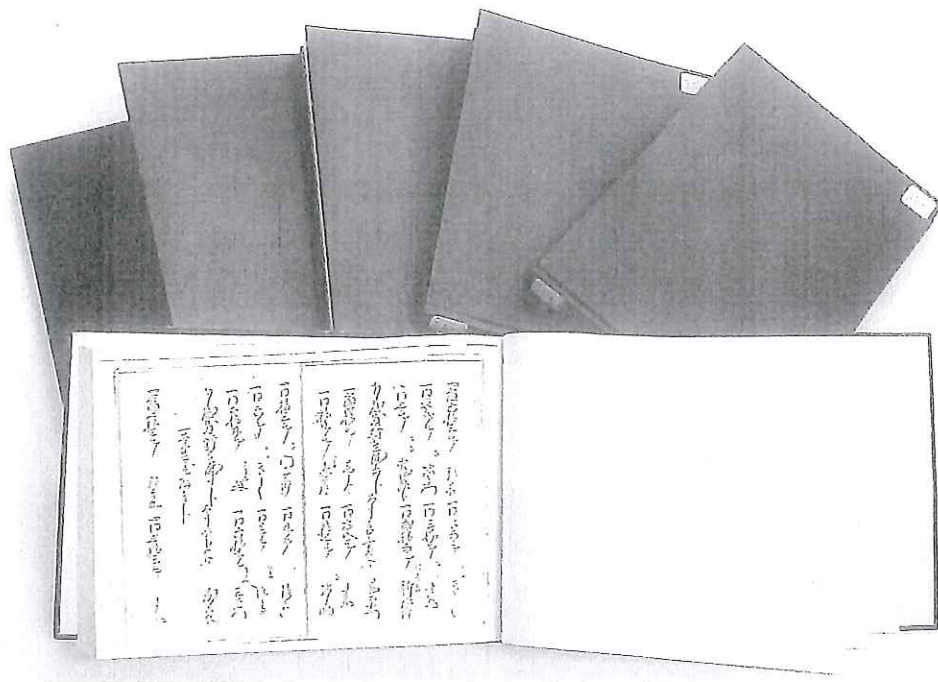
農業小組合規約

第一条 本組合ハ上屋久村楠川部内ニ在リシ以上住居シ、専家ヲ治メ納税義務アリシ農業者ヲシテ組織スルモノトシ、農業改良及勤勉貯蓄ノ方法ヲ設ケ、農業発達ヲ実行ス

ルヲ目的トス。

第二条 本組合ヲ上屋久村農業小組合ト称ス。
第三条 本組合ニ於テ実行スルベキ事業左ノ如シ。

第一項 談話会開設スル件
第二項 種物交換ヲナス件



- 第三項 農舎及堆肥場肥料溜ヲ設置スル件
- 第四項 勤勉貯蓄方実行ノ件
- 第五項 夜業規定ヲ設置スルノ件
- 第六項 雇賃金一定ニ行フノ件
- 第七項 副産物増植ノ方法設置スル一定

ノ件
第八項 諸節句ノ交際及其他ノ交際方法
一定置スル件

第四条 前三条中各項ニ関シ実行スベキ事業
左ノ如シ

一 本組合ノ談話会ハ年二回トシ、之ヲ二月及八月ニ於テ農談話会ヲ開設ス。開会ノトキ必ス一戸ヨリ一名宛出席スル事。若シ事故アルトキハ其旨組長ニ届出ツベシ。本組合員ニ於テ自佩ニ欠席シタルトキハ一回毎ニ金參拾五錢宛ヲ納入致サスベキモノトス。但シ開会ヲ伸縮スモ妨ナシ。

二 種物交換ノ希望者ハ、現品壹株ニ付壹割増シヲ以テ交換スル事。又代價ヲ以テ支払フ場合ハ、双方ノ相談ニ渉ルモノトス。但シ同価値ノ品物ハ此限ニアラズ。

三 肥料ハ本組合中必ズ五人以下共同シテ購入スルモノト雖モ、成ル可ク金肥ニ代用スル肥料各農家ニ於テ之ヲ製造使用ヲナス事。

四 雑草ヲ堆精スルトキハ、馬屋ノ内又ハ居宅外ニ堆肥場ヲ設ケ堆精シ、決シテ雨洒シニセサルモノトス。

五 肥料溜ノ完備セザル農家ハ、必ズ一戸ニ付壹個以上設備スルモノトス。但シ肥料溜ノ保管方ハ、屋外ニ置クト雖モ井土及飲水ノ定メタル場所ヲ除キ、土藏及板

屋ヲ設ケ、外ニ腐敗ノ臭氣発セサル様保
存致シ置クモノトス。

第五条 勤勉貯蓄ノ方法ハ勤検貯蓄ニ依ル。
貯金積立ノ方法左ノ如シ。

一 貯金積立ハ明治三十七年度ヨリ向フ
五ケ年間ヲ期シ、毎月壹戸ヨリ金壹錢宛
賦課シ、貯蓄金ヲ行フ事。

第六条 夜業ハ陰曆九月ヨリ翌年三月ニ至ル
男子式拾歳以上三十歳未滿ノ者ニシテ夜
学舎ヲ設ケ、之ニ入学シ、普通学及農工商
漁業改良方法ヲ学ビ、共同シテ諸般民政研
究方ヲ勉励シ、又余暇アルトキハ何事ニテ
モ夜業ヲナス。又三拾歳以上ノ男子ニアリ
テハ自家ノ用具ヲ製造ス。女子ハ裁縫夜学
舎ヲ定メ、之ニ教師ヲ置キ、学ビテ衣類ノ
原料衣類等ヲ製造、尙ホ余暇アルトキハ家
内ノ清潔方ヲナスモノトス。但シ夜業時間
ハ毎夜拾時迄トス。

第七条 日雇賃金ハ左各項ニ依リ支払ヒ、必
ズ自由ニ規定外ニ仕払フベカラザル事。定
額左ノ如シ。

- 一 大工賃金一日ニ付 金四拾錢
- 二 木挽賃金一日ニ付 金四拾錢
- 三 桶職賃金一日ニ付 金三拾五錢
- 四 鍛冶職賃金一日ニ付 金四拾五錢
- 五 疊刺賃金一日ニ付 金三拾錢
- 六 普通日雇賃金一日ニ付 金貳拾八錢
- 七 女日雇賃金一日ニ付 金貳拾錢

但シ都合ニ依リ村内小組員一同協議ノ上、変更ヲナスコトアルベシ。

第八条 朝起時間ハ、毎日、冬ハ午前六時、夏ハ午前四時トス

第九条 副産物増植ノ方法ヲ設クル事、左の如シ。

一 村持支配地ノ内、商当ノ地所アル分ハ杉檜楠ノ類ヲ現今ヨリ向フ拾ヶ年ノ内、壹ヶ年毎ニ一戸ニ付拾本宛必ズ植付ルベシ。余地アルトキハ桑及必要ナル果樹便宜植付ル事

二 茶ハ、実ヲ蒔キ肥料養シ、繁殖保護方法加フルベシ。最モ茶製方ハ今後種々ノ改良法ニ基ツキ製スベキモノトス。

三 鶏ハ、肉用ナリ卵用ナリ一戸ニ五羽以下ヲ飼養シ貯金ノ原料トシ、其他、消費ヲ補フ為メ便宜ノ方法ヲ設クル事。

四 養蚕ハ、各戸ノ都合ニ依リ希望者ノ見込ミヲ以テ原紙何枚ニテモ養蚕ヲ増ス。尚ホ改良ノ方法ヲ求ルベシ。

五 杉植付ル地所、村持共有地ノゴトキハ毎戸ノ割合ヲ以テ植付ヲナス。又所有地ノ如キハ其本人勢力ヲ加へ、十年ノ内材木ノ原料設ケ販売ノ方法ヲ求ムルベキ事。

第十条 農事諸作、収穫季節及害虫駆除方法

一定ノ事、左ノ如シ。

一 苗代田ハ成規ノ通り短冊形ニテ、毎年

陰曆三月一日ヨリ十日迄ニ完結シ、害虫

駆除方法ハ◆前ニアリテハ二回以上必ズ苗代田ハ害虫ノ有無ヲ問ハズ諸種除虫油ヲ注入、共同シテ駆除方ヲ行ヒ、其油ヲ講入方ハ、本組合員協議ノ上、便宜ニ人数ヲ分ケ苗代田仕付前ニ共同シ講入致シ置クモノトス。

二 右油ヲ共同講入シ、亦其駆除ヲ行フトキハ、其小組合ノ大字ハ勿論、本村内組長及委員協議ヲ以テ村内一般ニ行フ事アリ。

三 稲作付方ハ毎年陰曆五月五日ヨリ同十八日迄に終ル事。田作方ハ成ベク馬耕ヲ以テ事業ヲナス。

四 農作物及果樹茶樹其他ノ植物等ニ害ヲ加ヘタル者ハ、本組合員協議ノ上、多少ノ別ナク損害金ヲ弁償致スベキ事。

五 粟及其他多少ノ作物ト雖モ耕作ヲ期節ヲ怠リナク蒔付植付方、共同シテ実行スル事。

第十一条 諸節句ノ交際及其他ノ交際方法ヲ

一定スル事、左ノ如シ。

一 二月八月ノ両彼岸ノ配物ハ、親族ニ限ル。其他ハナサザル事。

二 三月五月七月八月ノ節句ノ配物ハ、父母兄弟ノ間ニ限ル其他ハナサザル事。

三 七月盆祭ニ諸品配物ハ親族ノミ、他ニ分配ヲナサズ。但シ初吊祭ハ此ノ限ニア

ラズ。

四 葬式等ノ如キハ、其忌服ニ係ルモノニシテ葬式祭ヲ行フ。決シテ其他ノ人ヲ呼集セズ。但シ加勢ハナス事。

五 家屋及船舶新規并ニ修繕等ノトキ、加勢ハ互ニ勞力ナス。但シ賄方ハ焼酎ハ一人壹合ト定メ、飯其他ノ食物ハ主人其時節ノ都合ニ依ルモノトス。

第十二条 本組合ニ組長壹名、委員壹名ヲ置ク。本規約範圍ノ事務ヲ掌ル事。

一 役員ハ組合員中ヨリ選定シ、組長任期ハ二ヶ年トス。委員任期ハ滿一ヶ年トス。再選ヲ妨ケズ。

第十三条 本組合ニ要スベキ諸費ハ組合員中ノ負担トス

第十四条 本組合員中ノ勞役事業ニ出務セザル者ハ、一日ニ付、日当金參拾五錢宛出サスベキモノトス。

第十五条 本組合ノ規約ニ違背シタル者ハ、金壹円五拾錢以下ノ違約金ヲ課スルモノトス。

第十六条 前條ノ違約金、日当金ヲ徴収シタルトキハ本組合貯積金トナス。

一 違約金、日当金ヲ出シ不兼ルモノニシテ諸品物ヲ納付シタルトキハ、委員ニ於テ之ヲ売却シ、貯積金トナス事。

第十七条 本組合員ハ成ル可ク冗費ヲ省キ、尚ホ夜業其他勉勵ノ結果ニ依リ潤益金ヲ

求メ、貯積スルモノトス。

第十八条 本組合ノ貯蓄金及積立金ハ、確實

ヲ期スル為メ郵便局ヘ預ケ入レヲナス事。

第十九条 本組合ノ組長ハ組合内一切事務ヲ

処理シ、委員ハ其区域内ノ貯金ヲ毎月怠リ

ナク取纏メ、組長ヘ納付スベシ。又組長ハ

納付済ノ上、前十八条ノ定メニ依リ、成規

ノ通り預ケ入レノ手續ヲ執行スベキ事。

第廿条 組長及委員ハ小組合ヲ以テ之ヲ充テ

但シ組長委員ハ無報酬トス

第廿一条 組長ハ貯金通帳ヲ保管シ、尚ホ必

要ノ帳簿等ヲ整理シ出納ノ金員ヲ確記シ、

毎年總會ノ節ハ其顛末ヲ報告スル事。

第廿二条 非常災難其他、止ムヲ得ザル事情

ノ為メ貯金ノ払戻シヲ請求スル場合ハ、組

長ニ於テ事實ヲ調査シ、払戻シヲナスモノ

トス。

第廿三条 組合員ニシテ故ナク貯金納付ノ義

務ヲ怠リタルモノアルトキハ、本規約第五

条第一項ニ定メル貯金額ノ一倍ヲ違約者

処分トシテ課スモノトス。

第廿四条 本規約変更等ノ必要ヲ生ジタルト

キハ、總會決議ノ上、之ヲ訂正スル事。

今般茲ニ農業小組合規約及貯蓄金之方法
決定致シタル証トシテ、組合員署名捺印ス
ルモノ也。

明治三十六年十二月 日

鹿児島県熊毛郡上屋久村楠川寺番戸

農業小組合人 牧 市蔵

同県同郡同村楠川式番戸

同 牧 元吉

同県同郡同村楠川三番戸

同 牧 梅松

牧辰市 鎌田徳盛 牧

亀吉 牧松太郎 牧末

太郎 望月藤内 大石

丈太 牧啖次郎 安藤

次三太 牧次右工門

牧源右工門 鎌田小平

次 柴源五左工門 渡

辺次五右工門 牧孫八

柴徳太郎 長友友吉

川東末吉 渡辺新兵工

三角三之助 大石作左

工門 本田次郎兵衛

牧次郎左工門 渡辺新

市 長友助太郎 本田

三助 牧善六 本田孫

右工門 牧新之丞 長

友作次郎 泊仲七 鎌

田吉右工門 泊兵八

牧林助 牧善吉 鎌田

長吉 梶原七藏 斎藤

辰之助 長友平四郎

牧吉松 牧仲平 三角

伊藤次 泊仲作 藤原

矢太郎 渡辺貞太郎

牧七太郎 三角考左工

門 三角甚吉 川路佑

太郎 三角助次郎 牧

新吉 三角助市 牧次

郎助 牧市太郎 三角

市助 牧弁太郎 三角

仲兵衛 牧新五左門

三角熊太郎 泊金太郎

三角喜三 泊平吉 牧

吉次郎 牧早助 濱田

新之助 牧市五郎 牧

伊助 牧甚八 牧孫吉

三角恵吉 牧仲五郎

本田安吉 長友太郎八

三角恵助 泊金六 渡

辺新四郎 鞆利太郎

同善次郎 同為次郎

日高幸助 鞆比賀太郎

同善吉 日高長次郎

同新助 鞆十次郎 日

高平吉 日高平吉 日

高熊助 鞆五半次 田

原一郎 藤井甚吉 鞆

菊次郎 日高小太郎